

「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」に対する意見

1. 要旨

役員等賠償責任保険に関する規律については、「企業統治高度化の取組みが進んでいる海外諸国の規律のあり方・背景等」ならびに「保険契約の加入において課題と認識すべき利益相反性の内容・範囲」および「役員等の職務執行におけるモラルハザードの懸念に関する立法事実等」を踏まえた議論を経たうえで、その必要性およびその内容の相当性を判断する必要がある。

しかしながら、中間試案は、海外諸国における規律にはない規律を含む内容となっており、国内企業にとっては必要以上の規律となる。また、利益相反性の範囲・内容や立法事実等について有識者会議（法制審議会）においても合意に至っていない。

有識者会議（法制審議会）においても合意に至っていないまま、過度な規律が設けられた場合、保険契約に関わる実務上の負担を必要以上に重くし、合理的な保険手配が困難となることにより、結果、企業の最適なリスク管理や合理的な企業行動への阻害要因となる懸念がある。よって、新たな規律の導入には反対する。

2. 定義について（3. 役員等賠償責任保険契約 ①）

（1）意見

規律の対象となる保険契約の範囲が過大であり、企業活動における一般的な保険手配の負荷が必要以上に増大する懸念があることから反対する。仮に、定義を検討する場合は、保険契約の加入において会社法上の課題として認識すべき利益相反性の範囲・内容や、役員等の職務執行におけるモラルハザードとして実際にどのような問題が生じており、具体的に何が課題となって懸念を生じさせているのかといった立法事実等を明確にしたうえで、規律の必要性およびその内容の相当性を議論すべきである。

（2）理由

過去の利益相反性に関する議論は、会社役員賠償責任保険（以下「D&O保険」という）の中でも、株主代表訴訟敗訴時において役員等が会社に対して有責である場合に、会社の保険料負担で役員等に保険保護を与える補償部分に限られていた。また、海外諸国においても、これほどに広い射程の規制は見受けられない。

企業活動における偶然な事故を補償するような商品まで対象とすることは、保険契約に関わる実務上の負担を必要以上に重くし、最適なリスク管理や合理的な企業行動を阻害しかねない。

加えて、(①の注)にあるような規律の射程から除外する商品を列挙する定義の方法は、列挙された定義に該当しない新商品が出るたびに法令改正の検討・手当てを要することとなる。この場合、社会経済環境の変化（シェアリングエコノミーの普及等）や技術革新（ドローンの普及等）に伴い新たに生じる事業リスクに対する損害保険を迅速・柔軟に調達する際の阻害要因となりかねない。

3. 手続き規制について（3. 役員等賠償責任保険契約 ②および③）

（1）意見

保険契約の加入において会社法上の課題として認識すべき利益相反性の範囲・内容が有識者会議（法制審議会）の場において合意に至っていない状況であり、手続き規制の導入は、必ずしも必須であるとは考えられず、役員等賠償責任保険契約の内容の決定手続きに規律を設けることに反対する。まずは、保険契約の加入において、会社法上の課題として認識すべき利益相反性の範

困・内容や、役員等の職務執行におけるモラルハザードの懸念に関して、実際にどのような問題が生じており、具体的に何が課題となって懸念を生じさせているのかといった立法事実等を明確にしたうえで、規律の必要性およびその内容の相当性を議論すべきである。

(2) 理由

保険契約の加入において会社法上の課題として認識すべき利益相反性の範囲・内容や、役員等の職務執行におけるモラルハザードの懸念に関して、実際にどのような問題が生じており、具体的に何が課題となって懸念を生じさせているのかといった立法事実等、規律を設ける必要性について明確にしたうえで検討されるべきである。

規律の射程をD&O保険の一部に限定する場合であっても、D&O保険の販売開始から20年以上が経過し、上場企業の9割以上が加入している現状において、D&O保険の存在によって役員等のモラルハザードが生じ、役員等の任務懈怠を惹起している等の課題認識はないことを考慮すべきである。

また、規律の導入により、企業は保険契約内容を機動的に変更することが困難となり、企業の実情に沿った自由な保険設計を阻害するおそれがある。

4. 開示規制について (3. 役員等賠償責任保険契約 ⑤)

(1) 意見

保険契約の加入における利益相反性の課題の範囲・内容が有識者会議（法制審議会）の場において合意に至っていない状況であり、開示規制の導入は、必ずしも必須であるとは考えられず、また、開示に伴い実務上の弊害が生じる可能性は排除できないことから、開示規制を設けることには反対する。まずは、保険契約の加入において、会社法上の課題として認識すべき利益相反性の範囲・内容や、役員等の職務執行におけるモラルハザードの懸念に関して、実際にどのような問題が生じており、具体的に何が課題となって懸念を生じさせているのかといった立法事実等を明確にしたうえで、規律の必要性およびその内容の相当性を議論すべきである。

(2) 理由

海外諸国では、ごく一部の例外を除き、法令による開示規制が課されていない。法令による開示規制はグローバルスタンダードではなく、本邦で開示規制を設けた場合、国内企業にとっては過剰な規制となることや海外企業との不公平感を生む懸念が大きい。企業統治高度化の取組みが進んでいる諸外国における規律の状況も踏まえた本邦規律の要否、目的、あり方等を慎重に検証する必要がある。

また、D&O保険の販売開始から20年以上が経過し、上場企業の9割以上が加入している現状において、D&O保険の存在によって役員等のモラルハザードが生じている事実はない。これは、日本で導入された1990年代当時から約款に適切な免責事由（法令違反を認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求）を設定し、モラルハザードを排除する対策が既に講じられているためである。

なお、仮に開示規制を設けた場合、保険契約の内容等を明示することにより、濫訴や訴額・和解額の吊上げを誘発する可能性を排除できない。保険金を当て込んだ請求訴訟が増加すると、訴訟の提起に至った企業にとって実務的・経済的な負担となるだけでなく、日本企業全体の訴訟対応コスト等が増加する結果、日本国内の保険料水準が全体として上昇することとなる。こうした社会的コストの引上げは、日本企業の収益力、日本経済の成長性にマイナスの影響を与えることとなる。

さらに、企業が水面下で検討・実行している経営戦略等を外部に推測されることを恐れ、保険契約内容の見直しを躊躇し、結果として硬直化を招くことで、適切なリスク管理を阻害する事態も懸念される。

以上